

大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、あいりん児童健全育成事業（児童育成支援拠点事業）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、産後ケア事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）において、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるようにするため、物品の購入等に係る必要な経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 利用者支援事業 「利用者支援事業の実施について」(令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号) の別紙に定める利用者支援事業をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (2) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(令和 6 年 4 月 1 日こ成保第 225 号) の別紙に定める延長保育事業をいう。ただし、令和 7 年度に「大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱」第 9 条に基づき支給認定決定を受けたもののうち、同要綱第 13 条の支給要件を満たす事業に限る。
- (3) 放課後児童健全育成事業 「放課後児童健全育成事業」の実施について」(令和 5 年 4 月 12 日こ成環第 5 号) の別紙に定める放課後児童健全育成事業をいう。ただし、本市の留守家庭児童対策事業補助金の補助事業に限る。
- (4) 子どものショートステイ事業 「子育て短期支援事業の実施について」(令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 103 号) の別紙に定める子育て短期支援事業をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業 「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 32 号) の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (6) 養育支援訪問事業 「養育支援訪問事業の実施について」(令和 6 年 3 月 28 日こ支虐第 88 号) の別紙に定める養育支援訪問事業をいう。ただし、本市の委託事業者に限る。
- (7) あいりん児童健全育成事業 「児童育成支援拠点事業の実施について」(令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 105 号) の別紙に定める児童育成支援拠点事業をいう。ただし、本市の委

託事業に限る。

- (8) 地域子育て支援拠点事業 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第113号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業をいう。ただし、本市の委託事業(大阪市立保育所運営業務として委託しているものを除く。)に限る。
- (9) 一時預かり事業 「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号)の別紙に定める一時預かり事業をいい、本市の補助対象事業に限る。ただし、一時預かり事業(幼稚園型)については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する事業をいい、同法第34条の12に規定する一時預かり事業に関する届出を本市に提出している事業に限る。
- (10) 病児・病後児保育事業 「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号)の別紙に定める病児保育事業をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (11) ファミリー・サポート・センター事業 「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(令和6年3月30日こ成環第120号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (12) 産後ケア事業 「産後ケア事業の実施について」(令和7年3月26日こ成母第228号)の別紙に定める産後ケア事業をいう。ただし、本市の委託事業に限る。
- (13) 乳児等通園支援事業 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。ただし、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱(令和7年7月1日制定)第4条に基づく本市からの補助金交付決定を受けた事業者が実施するものに限る。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条各号に掲げる事業を運営する者とする。ただし、令和8年度から事業を運営する者は除く。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等に必要な経費、その他市長が認める経費及びその消費税とする。ただし、他の補助金の交付の対象となる事業の経費は対象としない。

2 補助金の額は、別表1に定める基準額により算出された額と補助対象経費を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助事業の要件)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、令和7年10月1日から令和9年3月31日の間に実施し履行を受ける事業とする。ただし、乳児等通園支援事業については、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に実施し履行を受ける事業とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条各号に掲げる事業ごとに大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金対象物品等内訳書(様式第1-2号)を添えて、令和8年12月末日までに本市が指定する方法で市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請にかかる全ての書類到達後30日以内(補正等の期間除く)に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第9条 市長は、補助事業の完了後、第15条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)により、本市が指定する方法で市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的及び要件等に変更の無

い場合に限る。

(1) 補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

(2) 補助金の交付額に影響のない範囲で物品の購入等の内容の変更がある場合

3 市長は、第1項による申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合には、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合には、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により、それぞれその旨を補助事業者へ通知する。

4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用をしてはならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金実績報告書(様式第11-1号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

い。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金対象物品等内訳書（様式第 11－2）
- (2) 補助対象経費を事業者に対し支払った領収書等の写し又は補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し（以下「領収書等」という。）
- (3) その他、市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定等）

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金返還決定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の通知を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 18 条 第 14 条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に余剰が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 15 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 15 号）により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。

2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(交付の条件)

第 19 条 補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 16 号）により市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることがある。

5 前 4 項の規定によるもののほか、その他の交付の条件は、こども家庭庁が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱によるものとする。

(関係書類の整備)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 15 条の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日より適用する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

補助対象事業	基準額
放課後児童健全育成事業	1 支援の単位あたり 年額 50,000 円
利用者支援事業 延長保育事業 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業） 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 あいりん児童健全育成事業（児童育成支援拠点事業） 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 産後ケア事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	1 か所あたり 年額 25,000 円